

生涯学習情報「オープン」

■問合せ＝生涯学習課 ☎(20)3109

市では、「楽習と参画のまち佐野」の都市宣言のもと、市民の皆さんが楽しく学ぶ「楽習」による生涯学習を推進しています。

「楽習講師」に登録してみませんか？

楽習講師とは、市民の皆さんの学習活動をボランティアで支援する「生涯学習ボランティア講師」です。知識や経験を活かし、得意な分野で「楽習」の輪を広げてみませんか。講師への登録をご希望の際は、お気軽に生涯学習課までご連絡ください。

また、楽習フェアをはじめとする各種イベント・講座を随時開催しています。実際の活動の様子を体験・見学いただけますので、ぜひご参加ください。

○楽習出前講座

楽習講師や市の職員が市民の皆さんのご希望に応じて出向き、講座や実習を行います。講座メニューは、前期生涯学習メニューパンフレットや市のホームページにてご確認ください。

※講師料は無料ですが、講座の内容によっては教材費などの実費が必要な場合があります

○楽習講師企画講座

楽習講師が自ら企画・運営する講座です。さまざまなジャンルが開催され、初心者の方でも気軽に参加できるので、生涯学習のきっかけづくりに最適です。

広報さのや市ホームページで募集していますので、お気軽にお申し込みください。



出前講座の様子
(楽しくオカリナを吹こう)



楽習フェアの様子



生涯学習メニューパンフレットをご活用ください！

生涯学習メニューパンフレットを、4月（前期）・10月（後期）の年2回発行しています。市内の生涯学習関連講座・イベント情報等を紹介しているほか、前期には楽習出前講座のメニュー一覧が、後期には両毛各市の講座情報や市内各公民館のサークル一覧が掲載されています。

パンフレットの配布は、生涯学習課や各地区公民館、市立図書館などで行っています。また、市公式ホームページにも掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



3月以降に開催される楽習講師企画講座

講座名	開催日	会場	対象	講師	定員	費用
気功太極拳	3月19日、3月26日、4月2日、 4月9日、4月16日（各木曜） 午前10時～11時	佐野武道館	どなたでも	早川真知子	40人	200円

生活路線バスについて

市営バスは4月1日より生活路線バスに移行し、一部の地域にデマンド交通を導入します。(利用するすべての方が登録と予約が必要です)

※自宅などで乗降できる区域
【葛生エリア】秋山町、水木町、柿平町、牧町、豊代町、仙波町、鉢木町、あくもと町、嘉多山町、宮下町、築地町、長坂町、会沢町
【田沼エリア】作原町、白岩町、長谷場町、御神楽町、船越町、岩崎町、戸室町、飛駒町、下彦間町、閑馬町、梅園町、山形町、戸奈良町
【赤見エリア】赤見町、石塚町、出流原町、寺久保町
【吾妻エリア(新規)】村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町

※これ以外の地域については、あらかじめ定められたバス停等の乗降場所からのみ利用ができます

▼登録申請 利用日の10日前までに交通生活課、田沼・葛生行政センター各支所・吾妻地区公民館窓口もしくは郵便で申請

〒327-8501(住所不要)佐野市役所交通生活課

※予約する場合はデマンド交通予約センター(☎(85)7110)へ(3月23日開設)

※植下高萩線、田沼葛生線、犬伏線、運動公園循環線は登録・予約は必要ありません
 ※足利線を利用するには登録・予約が必要です
 ※詳細は時刻表や市ホームページをご覧ください

●市営バスの次の運行便は3月20日より連休となります
 ・名水赤見線(運動公園循環線) 第2便
 ・犬伏線 第3便、第4便、第6便、第8便

■問合せ 同課 ☎(20)3014

令和2年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

▼縦覧できる方 納税者本人(非課税の方や免税点未満の方を除く)、納税者の代理人(親族を含む)として委任状等を持参した方や納税管理人
 ※土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる方は、土地の固定資産税の納税者に限られ、家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる方は、家屋の固定資産税の納税者に限られます

▼持ち物 申請

請者の身分証明書(免許証など顔写真付きのもの)、申請者の印鑑、委任状(申請者が代理人の場合) ▼場所 資産税課 ▼期間 4月1日(水)〜30日(木)午前8時30分〜午後5時15分(平日のみ、水・金曜日は午後7時まで)

■問合せ 資産税課 ☎(20)3009

春の火災予防運動

3月1日(日)〜7日(土)まで全国一斉に実施されます。暖房器具など火気を取り扱う機会が多く、また、空気が乾燥して火災が起こりやすい時季が続いています。特に、たき火などが原因の火災が頻繁に発生しておりますので、火の取り扱いには十分に注意してください。

- たき火をする際の注意点
 - ・絶対に離れない!
 - ・消火用具を用意して、最後は完全に消火する!
- 住宅用火災警報器の設置
 - 住宅用火災警報器の設置が義務付けられている部分は、全ての寝室と、寝室が2階にある場合には階段の踊り場、

4畳半以上の部屋が5つ以上ある階の廊下です。
 ※住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします

■問合せ 消防本部予防課 ☎(23)9910

小規模契約希望者の登録手続

市が発注する小規模な工事、修繕および物品の製造・販売、役務の提供等の契約の受注を希望する場合には、小規模契約希望者登録が必要です。

登録は随時行っていますので、希望する方は契約検査課へ手続をお願いいたします。

※制度の詳細、様式などは市ホームページ「入札・契約情報」から確認・ダウンロードしてください

▼登録資格 市内に主たる事業所を有すること、佐野市の入札参加資格者名簿に登録されていないことなど ▼提出書類 登録申請書、納税証明書、誓約書(2種類)、地図など

■問合せ 同課 ☎(20)3027

新築・リフォーム 『地元の匠』安心と信頼 **みかもの家**
(有)板橋工務店
 佐野市董川町300 TEL0283-23-5937
 展示館 佐野市城米町3320-1 TEL0283-21-5757



市役所1階のATMをご利用ください。(平日) 8:45 ~ 18:00

比べて納得!!ろうきんの **カードローン《マイプラン》**
 詳しくは下記まで。

HPで仮審査申込み受付中

中央労働金庫佐野支店
 【HP】<http://chuo.rokin.com/>
 お問い合わせは 佐野市高萩町1213-1 Tel.0283-24-8185

